

# 税のタグラを考える

## 第3回 酒の販売と免許

### ビール値引きへの脅し

三木義一 (青山学院大学学長)

前近代的ともいえる酒の販売業免許制度。酒の廉売を取り締まる「改正酒税法」が今年六月から施行された。我が国の税法第一人者による連載第三回は、酒販店の既得権益と政治腐敗を問い質す。

今年六月からビールなどの酒類の店頭価格の値上げが始まっています。酒税がまたまた上がったわけではありません。なんと、伝家の宝刀「酒類販売業免許制度」を酒税庁が振りかざし始めたためです。えっ、酒の販売に免許が必要？ しかも消費者庁の免許ではなく、税務署長が付与する免許？

そうです。おかしことだらけの、この問題を今戻して出できた与野議員は相級相論者の方でした。「あなたの主張と違いますが」と言うので、「免許か！そうに弁明されていたことを思い出します。しかし、このときの法案は「安全保障関連法案をめぐると野党対立の影響で、結局、国会には提出されませんでした。これで一件落着かと思われたのですが、選挙は与野党を狂わせます。

### 選挙は政党を狂わせる

翌二〇一六年五月二七日の参議院本会議で、同じ内容の酒税法改正案が可決、成立してしまつたのです。しかも、与党のみならず、野党も全会一致で可決したというのです(反対した議員は一人だけだつたそうです)。問題の多い法案を無理して通してしまつた理由は、その年の七月に参議院選挙があつたからです。どの政党も、投票してくれるのかわからない、ふむわわしている消費者よりも、固く団結して票をくれる業界団体の意向を聞きたくなるようです。しかし、この改正法はとんでもない内容です。平成の時代になお販売免許を振りかざし、街の酒屋さんのために安売り業者を取り締まろう、というものです。「遠慮」になる可能性が非常に高い内容です。それに、そもそもこうすれば、街の酒屋さんが生き残れると錯覚していることも問題です。

ところで、読者の皆さんは、酒の安売りを規制す

回は取り上げてみましょう。話は、二年前の春にさかのぼります。

### 二〇一五年の挫折

自民党政権が復活してから、税制改正は自民党税制調査会という密室の中で行われ、おかしなものが顔を出すようになつてきています。このときもそうでした。突如、スーパーでのビールの安売りを規制する狙つた法案が税制調査会での議論を経て、自民党の議員立法として国会に提出される、という報道がなされました。全国小売酒販組合中央会が自民党に陳

情したのです。スーパーのビール安売りのために街の酒屋が苦境に陥つている、安売りを業者の販売免許を取り消してほしい、というのです。これを与党が正面から受け止め、販売免許を取り消す要件の一つに酒の安売りを加えたわけですが。安売りについては「不当廉売」であれば独占禁止法上の規制があるのですが、実際はあまり効果がないので、酒税制度の酒類販売業免許を取り消せ、というわけです。

ビールの安売りを免許取り消しの専らで規制しようのは、まったくばかげています。さすがに多くのアソビが批判をし、若者向けの週刊誌なども批判しました。ラジオの討論番組に出たら、討論相手と

るのに、免許制度があるとしても、消費者庁ではなくて、なぜ税務署の管轄なのか、不思議に思いませんか？

まず、この点を確認しておきましょうね。話はさらかにさかのぼります。

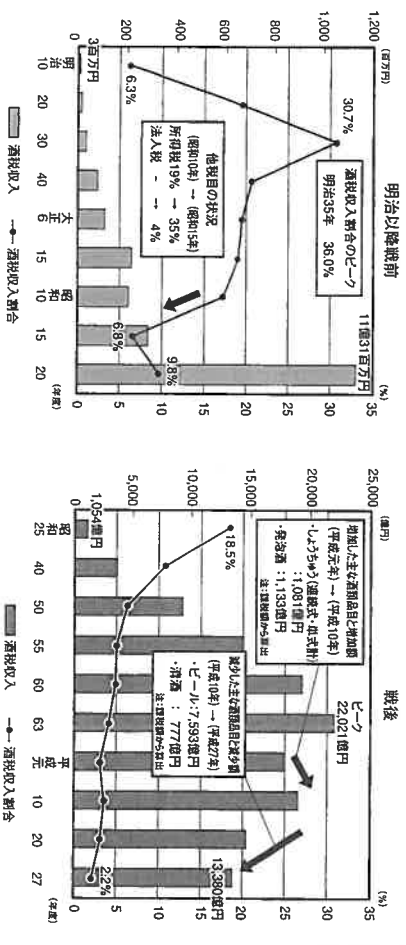
### お酒に販売免許？

明治時代、日本の税収の中心は酒と土地(地租)でした。明治三二(一八九九)年には酒税の国税に占める割合が三五・五％となり、それまで国税の税収のトップであつた地租を抜いて国税の税収第一位になつたほどです。その後、一度地租に抜かれたことがありますが、大正七(一九一八)年に所得税に抜かれるまでは首位だつたのです。ですから税務行政というのは、酒製造業者の取り締まり行政だつたわけです。なにして、彼らが国税第一位の酒税の納税義務者ですから、脱税しないように厳重に管理していただくのです。宮沢賢治の短編「税務署長の冒険」には当時の問題状況が描かれています。

確かに、酒の製造業者を免許制の下で取り締まるというのは、わからないわけではありません。勝手に酒を造り、ひそかに売られたら、酒税確保は難しいし、悪質な酒が出回る恐れもあります。でも、なぜ販売業者まで税務署の免許が必要なのでしょう？

国税庁は「酒類の販売業に必要の免許を必要としているのは、酒類の販売業者は、酒類

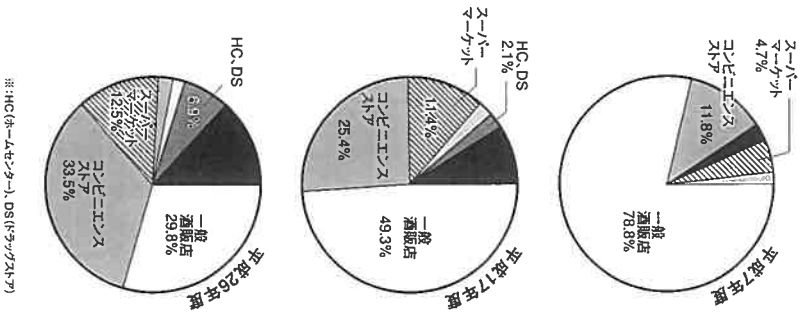
図① 酒税収入と国税における酒税収入割合の推移 出典：国税庁「酒」平成29年9月5ページ



「改正酒税法」で国民の飲む酒の味は変わるのか？ 酒をめぐる政治の腐敗、本音でとことん叩きつけてみることにしよう。

② 酒類小売業免許場の業態別構成比

出典：国税庁「酒レポール」  
平成29年3月5ページ



最高裁の多数意見は、裁判所は税については国会  
た。  
裁での争いとなり、この制度の合憲性が問われまし  
てもやむをえない」と逆転判決を出し、そこで最高  
あり、確実な経営が見込めない状態にあつたとされ  
売店経営のために必要な資金的要因に相当の欠陥が  
六日判決・民集四六卷九号二九六頁）は「酒類販  
た。これに対して、東京高裁（昭和六年一月二  
である」とは言えないとして、処分を取り消しまし  
は、これらの事実関係を調べ「経営の基礎が薄弱  
五四年四月二日判決民集四六卷九号二九六頁）  
があつた」などを指摘しましたが、東京地裁（昭和  
かつた」とか、「税金の滞納があつた」手形の不渡り  
販売業を営むために必要な営業資金を有していな  
んでしたが、その具体的根拠として課税庁は「酒類  
基礎が薄弱である」ことを理由に免許が付与されませ  
四六卷九号二八二九頁）。この事件では「経営の基  
四年二月二十五日最高裁判所第三小法廷判決・民集

の裁量を尊重しなければならぬのであり、上ほど  
著しく不合理な場合しか違憲とは言えないという立  
場をとりました。そして奥通にもの扱まつたよう  
な苦しい意見を次のように述べました。  
「酒税の国税全体に占める割合が相対的に低下す  
るに至つた本件処分当時の時点においてもなお酒  
類販売業について免許制度を存置しておくことの必  
要性及び合理性については議論の余地があること  
は否定できないとしても、前記のような酒税の賦課  
徴収に関する仕組みがいまだ合理性を失うに至つて  
いるとはいえないと考へられることに加え、酒税  
は、本来、消費者にその負担が転嫁されるべき性質  
の税目であること、酒類の販売業免許制度によつて  
規制されるのが、そもそも、致辭性を有する嗜好品  
である性質上、販売秩序維持等の観点からその販  
売について何らかの規制が行われてもやむを得ない  
と考へられる商品である酒類の販売の自由にとどま  
ることをも考慮すると、当時においてなお酒類販売  
をしないことになるものといわなければならない」  
裁判長の坂上裁判官は、違憲だと断言しました。  
「私には、憲法二二条一項の職業選択の自由を制約  
してまで酒類販売業の免許（許可）制を維持するこ  
とが必要であるとも、合理的であるとも思われない。  
そして、職業選択の自由を尊重して酒類販売業の免  
許（許可）制を廃することが、酒類製造者、酒類消  
費者のいずれに対しても、取引先選択の機会の拡大  
にみちを開くものであり、特に、意欲的な新規参入

が製造場から移出されて一般消費者の手に渡るまで  
の流通過程の部門を担当しており、いわば酒税の中  
間徴税機関ともいえる地位にあるため、その濫立を  
防止して取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について不  
安のない監督を行うことができるようにする必要が  
あることにより「国税庁酒税課長監修『やさし  
い酒税』昭和六一年度版、大蔵財務協会、三八頁）  
と説明してきました。しかし、このような理由で免  
許制を採用できるなら、大変なことになります。例  
えば、消費税を考へてみれば一目瞭然です。消費税  
の納税義務者は、私たちが消費者ではなく、事業者で  
す。これらの事業者は、中間徴税機関どころか、直  
接の納税義務者です。消費税の徴収について不安  
のない監督をしなければならないはずで、そう  
すると、全事業者を免許制にしなければならぬは  
ずです。現実にはそんなことはできません。実際上  
は無理であるだけでなく、憲法上の営業の自由（職  
業選択の自由）に反する恐れが強いです。  
なぜ、酒税の場合だけ可能なのでしょうか。この  
問題の多い酒類販売業免許制が導入されたのは昭和  
一三（一九三八）年です。酒税の仕組みが「石橋税制  
度から「庫出課税制度」に変更されたことだったので  
す。前者だと「造つた量」に課税されるのですが、  
後者だと造つただけではまだ課税されないが、倉庫  
から商品として「庫出した量」に課税されます。  
商品として小売業者に売ると税金問題が現実的にな  
るわけです。そこで、この壁面に強く反対する業者

たから強まり、国も免許の要件を緩和し、スーパー  
した。しかし、免許制度に対する批判が平成に入つ  
ころして街の酒屋さんは国の免許で守られてきま  
とも大事な課題でした。  
また、安売りをしそうな業者には免許を与えないこ  
屋のために握りつぶすこと、と言われてきました。  
税務署長の仕事は酒の販売業の新規申請を地元酒  
の時代には、この販売免許制が新規参入を阻止し、  
が、酒税だけはその後も存置されてきました。昭和  
戦後、このような統制は基本的になくなりまし  
す。  
前の経済統制下の産物だつたといつてよさそうで  
指定された）が許可制のもとおかれたのです。戦  
ての小売業（同施行規則ではまず四四三種の業種が  
に基づくと昭和十六年の企業許可令ではほとんどすべ  
な政治課題となつており、最終的には国家総動員法  
らあらゆる小売業者に免許制を導入することが大き  
始めた時期でした。したがって、経済統制の観点か  
が制定され、戦時経済統制法制が本格的に展開され  
見逃させません。昭和三年というのは国家総動員法  
制を採用したのには当時の時代の背景があることも  
それにしてもあまり合理性のないこのような免許  
販売店の免許制というわけです。  
したわけですが、この要求に妥協して導入したのが、  
うに、優良な業者だけに免許を与えて絞れ、と要求  
である販売業者への売却金が負し倒れにならないよ  
うに、優良な業者だけに免許を与えて絞れ、と要求  
したわけですが、この要求に妥協して導入したのが、  
なくなくなっていました。  
図②を見てみましょう。平成七年当時は酒販売店  
の約八割を占めていた一般の酒販売店が、平成二六  
年度には約三割までに落ち込んでいます。反対に、  
スーパーやコンビニの比率が高くなっています。  
そこで、酒の一般小売業組合が野党に哀願し、  
今回時計の針を戻してもらつたのです。こんなもの  
で守つてもらおうとする業界が権柄なのか、免許制  
度の不合理性や濫立性を自覚しない政治家の能力が  
お粗末なのか、あるいは、そういう政治家たちを選  
んでいる我々が愚かなのか、私にはわかりませんが、  
社会がますますおバカになってきているように感じ  
ざるを得ません。

最高裁は合憲か？

酒の安売り業者と闘まれたために、免許を申請し  
ても付与されない場合がこれまでもしばしばありま  
した。そのときに使われた理由が、「経営の基礎が  
薄弱である」（酒税法第一〇条一号）「酒類の供給  
の均衡を維持する必要がある」（同一号）という抽  
象的なものでした。そこで納得のいかない業者が処  
分の違法性や濫立性を最高裁で争いました。  
もつとも有名な判決が平成四年の判決です（平成

者が酒類販売に加わることによって、酒類消費者が享受し得る利便、経済的利益は甚だ大きいものであることに思いを致すと、酒類販売業を免許(許可)制にしていることの弊害は看過できないものであるといわねばならない。

まさにその通りですね。でも多数意見は合憲と判断していますので、免許制度はその後も維持されてきました。ところが、この判決の舞台裏が最近明らかになりました。國部裁判官が次のような思い出話を明らかにしたからです。

「坂上さんは頭から反対して、『そんなものほとんどない』と言っているわけですが。皆さん、そう思っていたのですけれど、ここで選言判決を出す、どうしても大法廷に持つて行かなければいけない。その上で、『この程度にしておこうか』と腰が抜け、ヒストたわけです(御原眞編「國部逸オトラル・ヒストリ」『法律文化』二〇一三年、二七六頁)面白いですね。皆、憲憲と本音では思っている。でもそうするためには、小法廷ではなく、大法廷にしなければならぬので大変だということ、みんな尻込みしちゃったんですね。裁判官も普通の人間であることがよくわかります。

その後、最高裁ではこの免許制が平成一〇年にも争われました。このときも一応合憲とされましたが、既存業者保護のために行使されてはならないことが強調され、コンビニなどの免許を与えなかった事案では、免許拒否の要件には当てはまらないうとして、

の額を仕入れ価格から控除できますが、問題はリベイトと称するものです。この業界では多様なものがあるようですが、次の要件をすべて満たすリベイトに限り、当該酒類の仕入れに係る値引きとみなされます。リベイトに関する基準が明確に定められている。当該基準が取引の相手方に事前に示されていること

・対象酒類の仕入れと密接に関連するリベイトで実質値引きといえる明確なものを除外し、ということですね。

仕入れ値を下回っても「正当な理由」があれば救われるのですが、ここでいう「正当な理由」とは「季節限定品でその期間が過ぎたものや、ラベルに汚損がある等の理由で、通常の価格で販売することが困難であると認められる場合」のようですから、損し得る商売はやはりご法度です。

他の業者に「相当程度の影響」というのは「酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか」ということについては、①酒類の総販売原価割れ販売を行っている酒業者(以下「販売業者」といいます)の公正取引に係る過去の改定指導の状況等をはじめ、②割れの程度、販売数量、期間、販売の頻度、銘柄数(等)などを含む六つの基準で総合的に判断するのだ

課税庁が負っています(最高裁第一小法廷平成一〇年七月三日、判例時報一六五二四三頁)。

こうした最高裁の判断もあって、販売業免許自体はなお存置されるものの、近年は免許を付与する要件をかなり緩和し、スーパーやコンビニなどもお酒の販売が可能になってきていたのです。

それが、今回の改正で規制を強化し、安売り業者を正面から取り締まろう、というわけです。いったいどんな「改正」なのでしょう。中身を見てみましょう。

今回の改正は酒税法という法律の改正ですので、今回の改正は酒税法という法律の改正ですので、表現は少し難しいものになっています。すでに免許を保持している業者が①酒類組合法第八四條第二項又は第三項(酒税全のための勅令又は命令)、②同法第八六條の四公正取引の基準に関する命令)に規定する命令に違反した場合に、税務署長が免許を取り消すことができるようにしたのです。

①は「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行なわれていることにより、酒類の取引の円滑な進行が阻害され、酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全なっており、又はなるおそれがある」場合に、出さ命令です。実質的に著しい安売りといえる場合です。②は「公正な取引の基準」に反する安売りをしている場合に出される命令です。

そうです。

要するに、税務署長のさじ加減次第、ということですから、お知りになりたいことがありまして、税務署の酒類指導官又は国税局の酒類調整官にお尋ねください。いなんて弁明しております。

改めて考えてみましょう。私は安売りを奨励する気はありませんが、他方で安売りを規制するために免許権限を強化した時代錯誤の法改正には根本的に疑問を持っています。

酒の販売に税務署の免許が必要でしょうか？仮に国民の健康の側面から規制が必要としたら厚労省だし、消費者のために必要なら消費者庁ではないはずです。酒税収のためであることを理由に許されず、今日では酒税よりも消費税の方が遥かに重要ですから、納税義務者である事業者すべてに免許制度を導入することも可能になってしまいます。

しかも、なぜ街の酒屋さんだけが保護されねばならないのでしょうか。商店街を形成してきたのは酒屋さんだけではなく、各種の小売業でした。あのお菓子屋さんや果物屋さん、文房具店はどうなったのでしょうか。大型店舗への規制緩和で小売店舗をどう減小させておいて、今度は酒屋さんを守れ、と

そこで、この「公正な取引の基準」が問題となり

ます。国税庁がこの基準を今年の三月二日に発表しました。どんな内容でしょう。

**公正取引基準**

国税庁によると、次のいずれにも該当する行為が問題となります。両方の要件を満たしていることが必要です。

①正当な理由なく、総販売原価(売上原価)の額と販売費及び一般管理費の額との合計額)を下回る価格で継続して販売すること

②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

要するに、酒の販売業者が仕入れ値より安く、酒では損をするような価格で販売し、他の酒販売業者を脅かす場合のようです。そうすると、ビールを思い切って安くし、お客を集めて、他の商品で稼ぐ、という商売はだめなわけです。禁止されるわけではありませんが、やっただら免許取り消しです。おぼろ、こわい。

そこで仕入れ値を下回らないようにしなければならぬのですが、酒の種類をいろいろ販売している場合に、酒全体で判断してはならず、個々の酒類ごとに判断するそうです。前者だとビールだけを安くすることが、

先利益だけを考えると選挙の票をちらつかせて要求してきます。政治家はそれをより広い視野で検討し、日本社会のためになるか否かを判断すべきですが、

当選したがいのために、すぐに応じてしまいます。酒の販売業免許という前近代的手法を、なんのためらいもなく強化する政治家たちに「喝!」一つ、役所は、こんな権限を本当に振りかざしたら、裁判所にアウトといわれますので、権限を振りかざさないで済むように、ソフトとしたあいまの基準を出してにおいて、安売り業者が処分を恐れて自主的に値上げするように仕組んだということでしょう。

政治が格差の小さい社会を実現し、国民がそこに経済力があるなら、安い酒を探そう、良質で美味しい酒を探そうになるはずですが。格差が拡大し、安い酒を求めざるを得ない庶民を多く生み出した政治の失敗を役所の権限強化で抑え込もうとする、悲しい日本の現実を見えがします。

注 酒類の適正な販売ルールについて  
http://www.noto.go.jp/shobe/shobe/pnpr/sake/nobel\_rule.pdf  
二〇一七年六月一日付  
おきよし君 早稲田大学法学部 一五五〇年 東京生まれ。一編  
本学大学院法学研究科中級課程修了。法博士。民間税制調査  
会メンバー。著書『日本現金 基礎』(日本経済新聞社)、『  
『よくわかる税入門』(有斐閣)、『給与明細をどう使う(文芸春秋)の  
ほか、現職に『シニアと税』、『かもが出版』など多数。